

(様式 10)

各 申 請 者 殿

岡山県教育庁生涯学習課 指定管理者担当  
(FAX : 086-224-2035、Tel : 086-226-7596)

## 岡山県生涯学習センター指定管理者選定 質疑回答表

質問事項及び内容	回 答
<p>■ 指定管理料の増加について</p> <p>1) 今後社会情勢（新型コロナ流行など）や修理の入札不成立、プラネタリウム投影機材不具合など指定管理者の都合によらない理由で、休所等が余儀なくされ、事業収入が減った場合の指定管理料の補填は検討されるか。</p> <p>2) 現在の急激な物価上昇や最低賃金の値上げの中で、5年間の指定管理料の変更は考えているか。</p>	<p>■ お尋ねの内容については以下のとおりです。</p> <p>1) 募集要項 5 (1) カにお示しするとおり、指定管理料は原則として精算行為を行いませんが、災害等通常想定し得ない事象に起因して、指定管理者の経営努力では対応が困難な事態が生じた場合については、別途協議を行う可能性があります。 なお、プラネタリウム投影機器管理業務につきましては、業務明細書にお示ししているとおり、不具合や故障が生じた際は指定管理者において適宜修理を行うとともに、正常に機能しないおそれが生じた場合等は速やかに県にご報告ください。</p> <p>2) 原則として、募集要項の「12 リスク分担に関する事項」に記載しているとおり、人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増は指定管理者の負担となります。</p>
<p>■ 利用料金の基準額の変更を検討されているか。</p> <p>1) 条例第 9 条第 2 項では、利用料金は基準額に 0.5 ～ 1.5 を乗じて得た額までの範囲で指定管理者が知事の承認を受けて定める額とあるが、岡山県は現在の基準額を見直す考えがあるか。</p>	<p>■ お尋ねの内容については以下のとおりです。</p> <p>1) 岡山県生涯学習センター条例第 9 条において定める利用料金の基準額につきましては、毎年度、物価変動率を踏まえて見直しの必要性の有無を判定しています。</p>